

2016-2017 第7回 千葉県ユース(U-13)サッカーリーグ実施要項

- 1 趣 旨 (公財)財団法人日本サッカー協会は、日本サッカー界の将来を担うユース(15歳以下)の少年達のサッカー技術の向上と健全な心身の育成を図ることを目的にし、第3種年代の力が拮抗したリーグを各地域で実施することが提案された。その主旨を受け(公社)千葉県サッカー協会では、標記大会を実施することとした。
- 2 名 称 千葉県ユース(U-13)サッカーリーグ
- 3 主 催 (公社)千葉県サッカー協会
- 4 主 管 (公社)千葉県サッカー協会第3種委員会
- 5 協 賛 未 定
- 6 期 日 平成28年6月～平成29年3月(原則)
- 7 会 場 各リーグ所属チームが準備(原則)
- 8 参加資格
 - (1) (公財)日本サッカー協会第3種に登録したチームもしくは準加盟チームであること。
 - (2) 上記(1)のチームに登録された選手であること。ただし、2003年4月2日以降生まれの選手であること。(早生まれの2年生の参加は認めない)
 - (3) (公財)日本サッカー協会より「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別のチームに所属する選手を移籍手続きすることなく本大会に参加させることができる。この場合、同一クラブ内のチームであれば、複数のチームから選手に参加させることも可能になる。なお、本項適用対象となる選手の年齢は第4種年代とし、第3種およびそれ以外の年代の選手は適用対象外とする。クラブ申請を適用するチームは、試合前に登録用紙・選手証と一緒に本部へ県協会の受付印のあるクラブ申請書(コピー可)を提出する事。
 - (4) (公財)日本サッカー協会Web登録を5月31日までにすること。また、その後の追加登録選手については出場を認める。
 - (5) 上記(1)(2)を満たし、リーグ戦の運営が可能な場合は同一チームから複数チームの参加を認める。ただし、各リーグ内の同一グループに所属することはできない。なお、「運営が可能」とは、帯同審判を含み複数チームが同一日に別会場での試合が可能な場合を指す。
 - (6) 選手数が不足している同種別の複数チームによる「合同チーム」の大会参加については、次の条件を満たしている場合においてのみ認めることとする。但し、11名以上の選手を有するチーム同士の合同は不可とする。
 - ①合同するチームおよびその選手は、それぞれ(1)および(2)を満たしていること。
 - ②極端な勝利至上主義を目的とする合同ではないこと
 - ③大会参加申し込みの手続きは、それぞれのチームの代表者が協議の上、代表チームが行う。
 - ④合同チーム申請書を提出し、(公社)千葉県サッカー協会第3種委員会事務局に提出をして後、承認を得ること。
 - (7) 同一選手が異なるチームへ移籍する場合は、大会事務局の承認を得ること。複数出しチーム間の移籍に関しては、リーグ期間内の受付期間に1度のみ認める。移籍を希望する場合は、受付期間(10/25-31)に新メンバー表を事務局に提出し、新たに受付印を押されたものを11/1以降より使用する。但し、勝利至上主義を目的とする移籍は認めない。関東リーグのチームも同様とする。
- 9 参加チーム及び各リーグ構成
 - (1) 県1部リーグ14チーム、県2部リーグ23チームとし、さらに3部リーグ52チーム、普及リーグ9チームを設ける。

- (2) 2部リーグのそれぞれ1位チーム（計2チーム）と2部2位同士の1部参入戦勝者チームの3チームと1部リーグ12位と13位と14位の下位3チームが自動的に入れ替わり次年度の1部リーグを構成する。
- (3) 2部リーグの下位3チーム×2グループ（計6チーム）と3部リーグの各1位チーム（計7チーム）が自動的に入れ替わり、次年度の2部リーグを構成する。
- (4) 1部リーグの上位1チームが関東2部リーグへ自動昇格する。
- (5) 第8回リーグに関しては、1部リーグ13～14チーム（関東リーグからの降格チームがあった場合は変動有）、2部リーグ24チーム、3部リーグ、さらに、昇格を希望しないチームで構成する普及リーグを設ける。

10 競技方法

- (1) 各リーグとも構成する全チームによる総当たりのリーグ戦とする。
- (2) 勝ち3点、引き分け1点、負け0点の勝ち点により順位を決定する。尚、勝ち点の合計が同一の場合は以下の項目に従い順位を決定する。
 - ① 当該チーム同士の対戦成績
 - ② 当該チーム同士のゴールディファレンス（得失点）
 - ③ 当該チーム同士の総得点
 - ④ 全試合のゴールディファレンス（得失点）
 - ⑤ 全試合の総得点
 - ⑥ 抽選

※グループ内の複数チームの勝ち点が同じになった場合は、対象全チームのみで計算し順位を決定する。
- (3) 試合時間は1・2部リーグ→60分とする。3部・普及リーグ→60分を原則とする。
- (4) ハーフタイムは原則10分間とする。（前半終了から後半開始まで）
- (5) 1部参入戦は、試合時間を60分（30-10-30）とし、試合時間内に勝敗が決しない場合は、5分間の休憩後、20分（10-10）の延長戦を行う。延長戦でも決しない場合は、PK方式により1部参入チームを決する。

11 競技規則

- (1) 現行の（公財）日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則2015/2016」による。
- (2) 各試合とも登録選手全員が出場登録できる。
- (3) 各試合競技開始時間の30分前に当該全チームが集まり、マッチコーディネーションミーティングを開催する。マッチコーディネーションミーティングに於いてメンバー登録用紙2枚の回収、諸注意事項の説明等を行う。選手登録は、メンバー登録用紙に先発選手の○印と背番号を記入する。交代選手に関しては、当日出場予定の選手の背番号を必ず記入する事。
- (4) 交代に関しては、登録した選手の交代要員の中から14名までの交代が認められる。交代の手続きは従来通りサッカー競技規則第3条に沿って行う。（1,2部については「再交代」を採用しない）
- (5) 選手は日本サッカー協会発行の写真付き選手証を所持し、試合開始前に本部または審判員が確認をする。電子証（写真が登録されたもの）が確認できる場合は出場を認めるものとする。選手証不携帯の選手は当該試合への出場を認めない。ただし、年度替わりや追加登録の場合は、（公財）日本サッカー協会Web登録の写し（ステータスの欄が承認済みのもの）を持参すること。
- (6) 本リーグにおいて退場を命じられた選手は、「本リーグの次の1試合」に出場できない。最終節においては、直近の次の公式戦1試合に出場できない。違反行為の内容によっては、それ以降の処置を本大会規律・フェアプレー委員会において決定する。
- (7) 警告の累積による出場停止試合数は以下のとおりとする。なお、同一試合で2回の警告を受けて退場処分を受けた場合には、その2回の警告は累積に加算しない。
 - ① 1チームの最大試合数が9試合以下の場合
警告の累積が2回に及んだ選手は、次の1試合を出場停止処分とする。
 - ② 1チームの最大試合数が10試合以上19試合以下の場合
警告の累積が3回に及んだ選手は、次の1試合を出場停止処分とする。

- イ) 警告の累積による出場停止を繰り返した場合には、2回目以降については、2試合の出場停止処分とする。
 - ① の競技会では、2回目で1試合、4回目で2試合、6回目で2試合の出場資格停止となる。
 - ② の競技会では、3回目で1試合、6回目で2試合、9回目で2試合の出場資格停止となる。
- ロ) 警告の累積による公式試合の出場停止処分は、同一競技会のみ適用されるものとし、他大会に影響しない。
- (8) テクニカルエリアを使用する。テクニカルエリアはベンチ入りのチーム役員の全てが戦術的な指示を出せる場であるが、指示を出せる役員はその都度1名のみとする。
- (9) 試合開始時刻に指導者及び選手7名以上が揃っていないチームは、不戦敗となり相手チームの勝ちとする。その際、不戦敗チームの全ての試合で、最高得点と最高失点の多い方の得点（絶対値）を得点として不戦勝チームに与える。なお、試合当日に何らかの理由で試合が不可能になったチームも同じとする。

12 ユニフォーム

- (1) ユニフォームは（公財）日本サッカー協会に登録されたものを原則とする。
- (2) ユニフォームの広告表示については、日本サッカー協会『ユニフォーム規定』に基づき、日本サッカー協会資格委員会において承認された場合のみこれを認める。ただし、日本中学校体育連盟加盟チームは、日本中学校体育連盟の規定によりこれを認めない。
- (3) ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ストッキング）は、正の他に副として、正と異なる色のユニフォームをメンバー登録用紙に記載し、必ず携行すること。
- (4) 審判と同一または類似の上衣を用いることはできない。ゴールキーパーについても同様である。
- (5) シャツの前面・背面に必ずメンバー表に登録された番号をつける。大きさは縦25cm程度、横はこれに比例して適当な大きさと、番号は見やすいものとする。

13 参加費等

- (1) 各リーグとも参加費として、参加費3,000円を監督者会議の席で徴収する。
- (2) 1部参入戦においては、試合費として1チーム3,000円を徴収する。

14 大会日程

- (1) 大会運営は各リーグで担当（会場確保・日程調整等）し、原則2試合セットで、「県リーグ優先日」に実施する。但し、やむを得ない理由の場合は、1試合開催を認める。
- (2) 各リーグにおいては、1試合目の試合を2試合目のチーム、2試合目の試合を1試合目のチームが審判を担当する。1チーム2名の有資格者の審判を帯同することを原則とする。（主審・副審・本部。役割はチーム間で相談の上決定する。）
 なお、審判証の提示を求められた場合は、提示ができるように携帯しておくこと。
 審判服は必ず着用することとする。
 1試合開催の審判に関しては、以下の優先順位で行う。
1・2部リーグに関しては、
 - ①3者でのレフリー(3審共)。
 - ②第3者での主審とチーム関係者(大人)による副審(1名ずつ)
 - ③チーム関係者(大人)による主審・副審(1名ずつ)**3部・普及リーグに関しては、さらに**
 - ④チーム関係者(大人)による主審、選手による副審(1名ずつ)
- (3) 1部昇格戦については、県審判委員会（主審・副審）に依頼する。
- (4) 日程は期日までに必ず消化させる事。全日程消化出来なかったチームの結果は全て抹消する。ただし、自チームだけの問題で無い場合も有りうるので、その場合は3種役員で事情聴取を行い対応する。

15 その他

- (1) 大会規定に違反、その他不都合があった時は、チームの出場を停止する。
- (2) ベンチ入りできる人数は登録されたスタッフ(5名以内)・選手とし、それ以外の者は、ピッチレベルに入ることはできない。
- (3) 試合会場では係の指示に従い、サッカー関係者としてのマナーを十分心がける。また、ベンチ内は禁煙とするとともに、軽装で入ることのないように注意する。

- (4) 複数チームに関しては、リーグ戦開始までにメンバー表を大会事務局に提出し、承認印の押されたものを毎試合使用する。
- (5) 大会実施委員会内部に規律・フェアプレー委員会を組織し、委員長は大会委員長が兼任する。規律・フェアプレー委員会の委員人選については委員長に一任する。
- (6) 交代用紙は各チームで準備すること。
- (7) 各チームは会場における「競技場確認事項」を遵守し、運営委員の指示に従って行動すること。
- (8) 1部参入戦は、平成28年3月18日（土）に行う。予備日は19日（日）。
対戦方法:2部2位チーム同士が対戦し、勝者チームが1部リーグへ昇格する。
- (9) 普及希望チームの3部昇格はないものとする。
- (10) 気温が高い日の試合に関しては、（公財）日本サッカー協会から発行された「熱中症対策ガイドライン」に沿って対策を講じる。
- (11) 不測の事態があった場合は、3種役員会で検討し決裁する。
- (12) 試合結果は、試合終了後、速やかに会場責任者が、当該事務局に「**試合結果報告書の写真画像のメール**」を送信すること。
- (13) 大会運営にあたっては、（公財）日本サッカー協会発信の「熱中症ガイドライン」に従って実施するものとする。（原則）